

○ 北斗市要保護及び準要保護就学援助費交付事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北斗市要保護及び準要保護就学援助費交付規則(平成18年北斗市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(就学援助の対象者)

第2条 規則第2条第2号の準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 世帯更生資金貸付補助金による貸付け

(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免の行われている者

エ 学校納付状態の悪い者、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で、保護者の生活状態が極めて悪いと認められるもの

オ 経済的理由による欠席日数が多い者

カ その他特別の事情が考慮される者

(認定の基準)

第3条 規則第4条に規定する要保護者及び準要保護者の認定の基準については、次に該当するものとする。

(1) 要保護者 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 準要保護者 学齢児童生徒が属する世帯の準保護算定額が生活保護法の保護基準表により算出した需要額(第1類、第2類、住宅扶助、教育扶助、学校給食費、母子加算、冬期扶助費、期末一次扶助費等の合計額)の需要比率1.3以下の世帯で北斗市教育委員会が認めた者

(就学援助費の種類及び額)

第4条 規則第6条の規定による別に定める就学援助費の種類及び額とは、次に定めるとおりとする。

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金

(2) 学用品費、通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの) 文部科学省が定める

補助単価

- (3) 修学旅行費 修学旅行費実費
- (4) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 宿泊研修費実費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等 文部科学省が定める補助単価
- (6) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条第2項に規定する学校給食費で北斗市学校給食共同調理場設置条例施行規則(平成18年北斗市教育委員会規則第17号)で定める学校給食費
- (7) 学校病に係る医療費 学校保健法施行令(昭和33年政令第174号)第7条に規定する疾病(以下「学校病」という。)の治療に要する医療費のうち、健康保健の保険給付相当額を控除した自己負担額
- (8) 学校病に係る通院費 学校病を治療するために通院する費用で、当該医療機関までの距離が4キロメートル以上ある学校に在学し、治療のために交通機関を利用する場合の交通費

(就学援助費の支給)

- 第5条 要保護者のうち、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者で現に生活扶助を受給している児童生徒については、前項第5号を除く各号を支給する。
- 2 要保護者のうち、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者で現に教育扶助を受給している児童生徒については、第1項第2号、第5号及び第6号を除く各号を支給する。
 - 3 第1項第2号に規定する校外活動費及び第3号に規定する修学旅行費並びに第4号に規定する校外活動費を支給する場合は、当該学校長から修学旅行・校外活動実施計画書(様式第1号)及び修学旅行・校外活動実施報告書(様式第2号)の提出を求め、確認の上、支給するものとする。